

生物群集保護林の地帯区分について

1 地帯区分について

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

地帯区分		取扱い方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

2 今後の課題

個々の生物群集保護林ごとに、地帯区分を行う考え方（理由）を検討。地帯区分のイメージの主なものは以下のとおり。

